

「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」について のパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和6年1月10日（水）～ 令和6年2月8日（木）

2 意見の件数 21件

3 意見提出者数 4人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	0人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数		項 目	件 数
1	「第1章 本計画の概要」に関する意見	2件	5	「第6章 本計画の推進」に関する意見	1件
2	「第3章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」に関する意見	5件	6	パブリックコメントに関する意見	4件
3	「第4章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量」に関する意見	7件	7	その他の意見	1件
4	「第5章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量」に関する意見	1件	合計		21件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課障がい福祉推進担当
0467-81-7159
e-mail: shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■「第1章 本計画の概要」に関する意見（2件）

（意見1）

何年も同じ方が茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会委員をしている、さらには茅ヶ崎市自立支援協議会も同じ方がやっている状況で、市内障がい者全員の意見が反映されているのか疑問に思います。

（市の考え方）

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会は、市民、福祉団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員により構成されます。また、委員には2名の市民を、公募により選任するとともに、委員会は公開で開催しています。

茅ヶ崎市自立支援協議会は、代表者会議は「茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱」（以下、「要綱」）に定められた関係機関等から推薦された者及び部会長、部会は要綱に定められた関係機関等から推薦された者で構成されます。また、代表者会議は公開で開催しています。

計画策定においては、様々な障がいに対しての意見を求めたいところですが、委員会への参加については適当な数が望ましいと考えております。委員の選出依頼については結果的に固定されがちな面がありますが、委員会への参加とは別に、意見表明の場としてパブリックコメントがありますので、意見の内容によっては計画案の確定前に会議に諮り、計画に反映させる事も可能です。今後も計画策定にあたっては様々な機会を捉え、市民の意見の反映を推進するよう努めてまいります。

（意見2）

基本理念と本市の目指す将来像では「一層の発展」「推進に努めます」「実現を目指す」等の表記がありますが、これは計画が現実に沿っていないからだと思う。諸法等を形骸化させず充実発展させてほしい。

（市の考え方）

第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画は、当事者、当事者の家族、市民、事業者の方々等へのアンケートやヒアリングを行うことで課題を抽出し、その課題を解消していくために必要と思われる施策を実行していくための計画としてあります。現実に沿っていないと思われる部分もあるかもしれませんが、出来る限り様々な声を集めた上で導き出した課題の解消に向けて様々な施策に取り組んでまいります。

■「第3章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」に関する意見（5件）

（意見3）

本計画において取り組むべき課題と施策の展開において、各段階で多くの対象者、関係者、市民の意見を聞き、形骸化しないよう進めてほしい。

(市の考え方)

今後施策を展開していくにあたっては、当事者や関係機関、福祉団体の方々等様々な方から意見を聞き、実行してまいりたいと考えております。

(意見 4)

基本方針 4 社会参加と自己実現の支援における課題として、4-1「働く企業等の障がい理解の周知が不足している」とあり、基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化の課題には 1-3「市民、行政職員、関係機関への障がいに関する理解啓発が不十分である」とあります。全ての項目において企業だけでなく関係機関・行政職員等の理解を深める必要があると思います。

(市の考え方)

企業、市民、行政職員、関係機関それぞれに障がい理解の周知を継続的に行ってまいりたいと考えております。

(意見 5)

基本方針、取り組むべき課題、施策の展開を実現していくためには、当事者を支える具体的な実現部隊＝課題チームを課題ごとに編成して取り組むことが必要だと思います。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自立支援協議会において、計画に定める事項に則って部会を編成しており、行政職員や関係機関、当事者等で課題の共有や解決に向けた話し合いを継続的に行っています。自立支援協議会と連携して計画策定を今後とも行ってまいります。

(意見 6)

障がい者が出来るだけたくさん参加できるチームを編成して市民にその存在を知ってもらうことが必要だと思います。

(市の考え方)

施策を実現していくためには、障がいのある方の御意見を伺っていくことは重要であると認識しております。障がいのある方や保護者、支援機関等の意見をできるだけ取り入れて施策を実現してまいります。施策実現のための話し合いの記録については、市ホームページに報告書を随時掲載してまいります。

(意見 7)

基本方針 4 における「4-2-1 社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり」の実行に必要なことは、スポーツ、文化、芸術だけでなく、政治討論、意見交流会の開催を多くすることかと思ひます。

(市の考え方)

様々な分野において障がいのある方が交流していく事は重要であると認識しておりますので、今後の参考にさせていただきます。

■「第4章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」に関する意見（7件）

（意見8）

福祉施設入所者の地域生活への移行について、入所施設を廃止すること自体反対です。入所施設でなければ生活が難しい人がいるのは現実です。国連の勧告ではグループホームも施設と考えられており、そうであるならばグループホームも廃止しなければおかしいと思います。それができないのですから自宅・グループホーム・入所施設を整えて本人や家族が希望する生活を選択できるようにした方がよいと考えます。

（市の考え方）

福祉施設入所者の地域生活への移行につきましては、地域移行者の数値目標は掲げておりますが、入所施設を将来的に廃止していく事を目的としている訳ではありません。地域で生活をしていく事が困難な方もいらっしゃることは認識しておりますので、本人がどこで生活していくのかについて適切に意思決定支援を行い、本人や家族が希望する生活を選択できるようにしていくことが重要であると考えております。

（意見9）

地域生活支援の充実について、障がい者同士の結婚が想定されておらず、あまり支援が行き届いていないことに対して何の記述もないのはおかしいです。

（市の考え方）

国の指針において記載がされていない内容であり、さらに結婚観については個人の考え方が尊重されるものであるため、計画書に位置付けるべき見解をもちあわせておりません。

（意見10）

基幹相談支援センターが設置されたそうですが周知されていません。

（市の考え方）

令和5年10月1日に開設しました基幹相談支援センターにつきましては、基本的には一般の方からの相談を受けるのではなく、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援を主な役割としているため、その周知につきましては、現時点では関係機関への意見交換も含め個別に行っております。

（意見11）

障害福祉サービスの見込量について、市内事業所にも多くの市外者が利用しているので市内障がい者の状況が分かりません。特に短期入所は希望しても市内には施設がありません。

（市の考え方）

障害福祉サービス等の見込量の数値につきましては、市内にお住いの障がい者の方と、他市町村の障害者施設やグループホームに入居している茅ヶ崎市が障害福祉サービスの支給決定をしている方を対象としています。数値についての説明を加えるように修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
75 ページ 1 障害福祉計画における成果目標 障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、「福祉施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」といった主要な課題に対応するため、国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（以下「国の基本指針」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定しました。 <u>各種数値につきましては、市内にお住まいの障がい者の方、他市町村の障害者支援施設やグループホームに入居していたとしても茅ヶ崎市において障害福祉サービスの支給決定をさせていただいている方を対象としています。</u>	障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、「福祉施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」といった主要な課題に対応するため、国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（以下「国の基本指針」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定しました。

市内の短期入所事業所は4ヶ所、グループホーム内で短期入所を併設している事業所が4ヶ所あり、定期的に利用を希望しても希望通りに利用できない状況もあります。そのため、緊急時等には障がい福祉課ケースワーカーや相談支援事業所の相談員等が本人、家族の状況を勘案し、市外等も含めた事業所の利用調整をしているところです。また、障がい児の緊急時の対応については神奈川県児童相談所が行っています。

また、第4章の77ページに記載しております地域生活支援拠点等につきまして、緊急時の受け入れ対応等の機能を備えた拠点を4ヶ所備えておりますが、今後は緊急時の受入れ・対応以外の機能も含めて、地域生活支援拠点等の充実を図ってまいります。

（意見12）

後見人について、報酬助成が周知されていないため実際にいくらかかるのか分からず利用したくてもできない状況です。

（市の考え方）

成年後見制度の成年後見人等報酬助成や、審判請求費用の助成につきましては、市ホームページ「成年後見制度について」のページの成年後見制度利用支援事業の説明の箇所に「茅ヶ崎市成年後見制度利用支援助成金交付要綱」や「報酬助成イメージ」において助成額の詳細を分かるようにしております。実際に成年後見人等に支払う報酬につきましては、被後見人等の財産管理額等によって家庭裁判所が決定するため、報酬額の目安等につ

きましては家庭裁判所のホームページ等に記載がされておりますので参考にさせていただければと思います。

また、令和5年4月より市役所分庁舎1階に成年後見制度についての相談機関である成年後見支援センターを開設しましたので、制度にご関心がある際はご利用ください。

(意見13)
茅ヶ崎市意思疎通支援事業実施要綱を撤廃し、利用する理由にかかわらず手話通訳者を派遣してほしいです。

(市の考え方)
人的資源や物的資源、財政的資源には限りがあり、市として一定のルールは必要であることから、本要綱の運用を行っております。市といたしましては、引き続き聴覚障がい者の自立と社会参加のため、適切な意思疎通支援事業の実施に努めてまいります。

(意見14)
聴覚障がい者には字幕がないと良い映画でも内容が分からないので、「字幕をすすめるまち茅ヶ崎」宣言をしてほしいです。

(市の考え方)
令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施行推進法が施行されており、市がおこなう情報発信につきましては、記者会見動画への字幕挿入や、ホームページの読み上げ機能の導入、広報紙の点字版の作成等を行っておりますが、事業者や国民が務める責務についても示されているところです。
また、令和3年に改正された障害者差別解消法では、これまで行政だけに義務付けられていた合理的配慮の提供について、令和6年4月より民間事業者にも義務付けられることとなるため、市では市民や民間事業者への障がい理解や合理的配慮についての普及啓発を継続して行っております。市民や事業者の方々へ障がいに対する理解啓発を行っていくことで、映画における字幕挿入の拡大に期待したい思いがあります。

■「第5章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量」に関する意見（1件）

(意見15)
サービスの見込量について、市内事業所にも多くの市外者が利用しているので市内障がい者の状況が分かりません。

(市の考え方)
障害福祉サービス等の見込量の数値につきましては、市内にお住いの障がい児の方を対象としています。数値についての説明を加えるように修正します。

修正後	修正前
100ページ 2 障害児通所支援等の見込み量 令和6～8年度において必要となる障害児通所支援等の見込み量は次のとおりです。 <u>各種数値につきましては、市内にお住まいの障がい児の方を対象としています。</u>	令和6～8年度において必要となる障害児通所支援等の見込み量は次のとおりです。

■「第6章 本計画の推進に関する意見（1件）」

（意見16）

「本計画の進捗管理について、市ホームページにて公表し、様々な方が確認できるよう努めます」とありますが、市ホームページを利用できない市民（福祉関係者、高齢者、老若男女）も多くいると思う。それこそ多様な方法で公表し、形骸化させず障がい福祉の発展をさせてほしいです。

（市の考え方）

本計画の進捗管理につきましては、障害者保険福祉計画推進委員会の委員で構成される会議において進捗を報告し、議事録と資料をホームページにて公表しております。ホームページの利用が難しい方に対しては、申し出いただければホームページに掲載されている各種資料のお渡しができればと考えております。

■パブリックコメント実施全般に関する意見（4件）

（意見17）

ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメント）募集で、これまで応募者が非常に少なかったと思う。パブコメの意味からしても、もっとPR（啓発、多くの情報発信）したり工夫して欲しいと思う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちづから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施することとしています。参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知に取り組んでいきます。

（意見18）

上記と関連ありますが、市広報紙がさき・くらし情報欄に当パブコメ募集記載されておりますが、市民は見逃（見落）等しまわないでしょうか。

（市の考え方）

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しております。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見 19)

当パブコメも説明会を開催すれば、当パブコメの理解も深まり、そして応募者も増すと思う。種々の意味からして（上記含む）パブコメの説明会を開催するのが原則と思う。茅ヶ崎ゴルフ場等々特定なもの除き、ほとんどのパブコメは説明会なかったと思うし、説明会開催したパブコメは応募者も非常に多いと思う。

(市の考え方)

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、当事者の方々（無作為抽出）へのアンケート・ヒアリング、市民の方々へのアンケート、市内障害福祉サービス事業者へのアンケートを実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見 20)

当パブコメ（第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案））を市民に配布せず、閲覧のみで概要版のみを配布し済ませようとしていることも非常に問題であると思う。

閲覧では十分に利用活用できないと思う。・・・福祉計画などではなお一層問題だと思う。両方（計画（素案）と概要版）両方配布してほしい。今年度は特に概要版のみの配布が多く（他のパブコメでもあり）いままでこのようなことは（あまり）なかったと思う。今年度も計画（素案）のものと概要版両方配布があったと思う。これからはすべてのパブコメでそうして実行して欲しい。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、市民の皆さまが計画等の要点を理解できるよう、素案を閲覧用のみに使用し、配布用として概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

■その他の意見（1件）